漁業権免許の一斉切替に係る手続き（フローチャート）

１　免許内容の事前決定手続き（漁場計画の決定：漁業法第11条）

知事

①漁協等の意向調査　　平成24年5月～9月

②関係機関、市町村等との調整　　平成24年10月～平成25年5月

③漁場計画案の作成　　平成25年6月

④委員会への諮問　　平成25年7月3日

内水面漁場管理委員会

⑤公聴会の開催　　平成25年7月31日

⑥知事への答申　　平成25年8月7日

知事

⑦漁場計画の決定・公示　　平成25年8月23日
※平成25年8月29日の県公報に掲載

２　漁業権の免許（漁業法第10条）

各漁協

⑧免許申請　　平成25年9月17日～10月31日

知事

⑨申請内容等の審査　　平成25年10月～11月

⑩免許に係る委員会への諮問　　平成25年11月22日

内水面漁場管理委員会

⑪免許に係る知事への答申　　平成25年11月22日

知事

⑫漁業権を免許・公示　　平成25年12月19日
※平成25年12月26日の県公報に掲載